

事 務 連 絡
令和7年4月15日
(5月2日追記)

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

改正物流効率化法等についての荷主向け説明会について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課から、改正物流効率化法及びトラック法についての荷主向け地方別説明会について、別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

(別添)

関係団体各位

平素から畜産・食肉行政に御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記件につきまして、本年4月1日から一部施行した改正物流効率化法及びトラック法(※)について、4～6月にかけて、荷主向け地方別説明会を開催することとなりましたので、お知らせいたします。

現時点でまだ日程・詳細が確定していない地方ブロックもございますが、確定次第、下記のポータルサイトの「イベント情報」に掲載いたしますので、今後は、こちらから御確認いただけますと幸いです。

【開催日程】

- ・北海道：6月3日(火) @札幌
詳細 → https://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/20250428_2/index.htm
- ・東北：5月27日(火) @仙台
詳細 → https://www.tohoku.meti.go.jp/s_service/topics/250423.html
- ・関東：6月2週目で調整中 @オンライン
- ・中部：5月27日(火) @名古屋
詳細 → <https://www1.logistics.or.jp/network/la01-1/>
- ・近畿：5月29日(木) @オンライン
- ・中国・四国(合同開催)：4月25日 @オンライン【開催済み】
詳細 → https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_01682.html
- ・九州：5月30日(金) @博多
- ・沖縄：6月6日(木) @沖縄

(※)「働き方改革関連法」に基づき、令和6年度からトラックドライバーの時間外労働について、労働時間の上限規制が適用されました。他方、人手不足の中で何も対策を講じなければ、物流の停滞を生じかねないという課題に直面しています。こうした状況を踏まえ、令和6年に改正物流法が成立し、

- ・物流効率化法により、荷主企業、物流事業者に対して物流の効率化に向けた取組を努力義務化
- ・トラック法により、荷主とトラック事業者の間の運送契約の書面相互交付を義務化

するなどの措置がなされました。

国土交通省、経済産業省、農林水産省では、法律の具体的な内容を分かりやすく説明したポータルサイトや、荷主事業者が取り組むべき事項を解説した「判断基準の解説書」を作成し、公開しています。

物流の持続性を確保するため、発荷主も着荷主も、また大企業から中小企業まで、物流効率化に向けた取組・連携を進めていただきたく、是非、下記のポータルサイト等を御参照いただき、御協力をお願いいたします。

○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト：

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

※改正された物流効率化法の概要や、各種資料等が掲載されています。

○荷主判断基準解説書：

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-book.pdf>

※各荷主事業者が取り組むべき措置に関し、荷主事業所管大臣が省令で定めた「判断基準」について、その内容を紹介しています。

○物流パターンごとの荷主の考え方について：

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-mindset-logistics-pattern.pdf>

※各物流パターンごとに法律上の荷主にどの事業者が当てはまるのか図示した資料です。